

部会長の選任について

1 背景

- 千葉県がん対策審議会委員及び専門委員は令和4年10月15日に任期満了に伴う改選を行ったため、今回部会長を選出する必要がある。
- 部会長は部会に属する委員の互選によってこれを定めることとしている。
(千葉県がん対策審議会運営要綱第4条第4項)
- 千葉県がん対策審議会委員のうち、がん登録部会に属する委員である入江委員及び藤澤委員にあらかじめ意見を伺ったところ、藤澤委員から入江委員を推薦する意見があった。

2 選任

- 入江委員を部会長へ選任することについて御承諾いただきたい。